

第8回阿武隈川水系河川整備委員会

【議事録】

日時：平成24年9月14日（金）

14:00～16:00

1 開 会

(開会 午後2時00分)

■ 司会 それでは、定刻となりましたので、只今から第8回阿武隈川水系河川整備委員会を開催いたします。まず、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。皆様のところにお配りさせていただいております配付資料は次第、出席者名簿、席次表、資料―1として阿武隈川水系河川整備計画の変更について〈変更概要説明資料〉、資料―2として阿武隈川水系河川整備計画〔大臣管理区間〕(変更素案)、資料―3としてパブリックコメントの実施について、参考資料―1として「阿武隈川水系河川整備委員会」規約・委員名簿、参考資料―2として「阿武隈川水系河川整備委員会」の役割、参考資料―3として「阿武隈川水系河川整備委員会」に関する公開方法及び傍聴規定、以上が本日配付させていただいている資料です。不足はございませんでしょうか。

2 委員紹介

■ 司会 それでは、次第によりまして、委員紹介に入らせていただきますが、ご紹介につきましては、お手元に配付しております出席者名簿でかえさせていただきますと思います。

委員会規定第5条3項により、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立することとしておりますが、本日は現時点で12名のうち8名の委員に出席していただいておりますので、本委員会は成立しております。また、委員会規則第6条により、公開方法として傍聴規定が定められております。傍聴規定により、傍聴の皆様におかれましては傍聴のみとなっておりますので、発言は認めておりません。また、チラシ等の配布も認めておりません。詳細は、お渡しした傍聴規定をご覧ください。議事の進行にご協力をお願いいたします。

3 挨拶

■ 司会 それでは、主催者であります国土交通省東北地方整備局、河川部長よりごあいさつを申し上げます。

■河川部長（東北地方整備局） 河川部長の〇〇でございます。本日は委員の皆様方におかれましては大変ご多忙のところ本懇談会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本懇談会ですけれども、平成18年の3月13日に発足しまして、これまで7回の懇談会を開催しており、委員の皆様方から貴重なご意見いただいているところです。

そうした中、阿武隈川水系の河川整備計画につきましては、おかげさまで平成19年3月30日に策定がされたというところです。これに基づきまして、各事業の推進を図ってきたところです。しかしながら、前回の懇談会でも報告させていただきましたが、平成23年3月11日に東日本大震災、さらにこれに伴う津波によりまして阿武隈川の河口域では大変な被害が発生いたしましたところです。また、阿武隈川におきましても河川堤防等の河川管理施設に甚大な被害が発生いたしましたところです。東北地方整備局としましては、こうした被災状況を踏まえまして、地域の復旧・復興を早急に進めるとともに、これと一体となって防災、減災の取り組みを進める必要があるという認識のもとに現在の阿武隈川河川整備計画の内容について点検を進めまして、変更を行うことといたしましたところです。

本日の懇談会では、東日本大震災を踏まえまして阿武隈川河川整備計画の見直し検討に当たりまして、治水、利水環境の目標、また整備の内容等につきましてご意見をいただきまして、整備計画の変更に向けまして進めたいと考えているところです。委員の皆様方におかれましては活発な議論をいただくことをお願い申し上げまして、簡単ですけれども、挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

■ 司会 続きまして、当委員会委員長の〇〇先生よりご挨拶をお願いいたします。

■委員長 委員長を仰せつかっております〇〇です。河川部長からの挨拶にありましたけれども、整備計画が5年前に出来上がって事業が進んでいたところです。皆様ご存じのように昨年3月の地震があつて、いろいろ考え直さなくてはいけないことが出てまいりました。この委員会は、整備計画を策定する委員会、いわゆる大臣管理区間の当面30年度の事業を決める計画ですが、これの上といたしますか、皆様ご存じのように基本方針がございます。東北の4河川、北上、鳴瀬、名取、阿武隈川につきましては、今月2回ほど本省の方で委員会がありまして、基本方針の改定を

行っております。基本的には2点ありまして、いわゆる河口部の津波を考えた計画の考え直し、それからもう一つはやはり地震ですが、地盤沈下を起こしておりますので、それに伴い計画高水位を地盤高に応じて補正していく、その2つの書きかえ作業を行っております。今月末に2回目の基本方針の委員会がありまして、それで確定します。それを事業として具体化するための委員会がこの河川整備委員会ということですので。事務局に伺いましたところでは、2回で大体まとめるという方針ですので、余りたくさん時間があるわけでもありませんし、事業自身がやはり早急にまとめていかなければならないという性格ですので、中身の濃い議論を集中して行っていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

■ 司会 どうもありがとうございました。

4 議 事

- 1) 阿武隈川水系整備計画の変更について
- 2) パブリックコメントの実施について

■ 司会 続きまして、次第に基づき議事に入らせていただきます。

これよりの進行につきましては、委員長をお願いしたいと思います。

委員長、よろしくお願ひいたします。

■ 委員長 それでは、議事次第にのっとりまして阿武隈川水系河川整備計画の変更について、事務局から説明をしてください。

■ 調査第一課長（仙台河川国道事務所） 事務局です。仙台河川国道事務所、調査第一課長をしております〇〇と申します。本日はよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

説明に当たりましては、お手元に配付しております資料－1の阿武隈川水系河川整備計画の変更についてと、資料－2の阿武隈川水系河川整備計画の変更素案の2つを使って説明します。基本的に説明の方は資料－1に沿って説明させていただきます。

それでは、1ページ目をめくっていただきまして、これまで河川整備委員会でいただきました主な意見につきましてご紹介させていただきます。

昨年12月20日に、第7回の阿武隈川水系河川整備委員会を開催したところです。

その中で、委員からは4つの意見をいただいています。今回は、このいただいた意見を踏まえまして、整備計画変更案というものを作成しております。内容につきましては改めてご説明させていただきたいと思っております。

それでは、2ページ目の方に進めさせていただきたいと思っております。東北地方太平洋沖地震の概要です。基本的にはおさらいになるかと思っておりますけれども、地震及び津波により、河口部については堤防をはじめとした河川管理施設に大きな被害をもたらしております。また、亘理町荒浜地区、岩沼市寺島地区他では、多数の死傷者、また家屋被害など甚大な被害となったということは記憶に新しいところです。その他、資料の右の方に書いていますが、地震に伴い広域的な地盤沈下が発生しています。特に阿武隈川周辺ですと約30cm程度沈下しています。阿武隈川を遡上した津波は、河口部では大体約8m以上の高さで浸入し、浸入した津波が阿武隈大堰を越え、河口から大体13.6kmぐらいまでの区間で水位変化が発生したと確認しています。また、陸地側ですけれども、海岸線から、仙台東部道路、常磐自動車道を含めた地域全域に遡上したという記録になっています。

資料の中段の下の方ですが、河川管理施設の被害の状況です。上流側の福島県側で79カ所の被害、下流宮城県側では58カ所、合計137カ所の施設被害が確認されています。

次をめくっていただきたいと思います。阿武隈川水系の河川整備計画の変更の方針です。本整備計画は、平成19年3月に策定されましたが、昨年度発生しました災害を踏まえまして、地域の復旧、復興を早期に進めるということと共に、防災、減災の取り組みなどを地域一体となって進める必要があるということから、阿武隈川の河川整備計画の変更を行うものです。

整備計画の変更のポイントですが、赤く書いている3つの柱があり、治水と利水・環境、維持管理という内容を書いています。

まず、治水ですが、1つ目に高潮、津波に対応した河口部の堤防整備、2つ目にまちづくりと一体となった減災対策、3つ目に河川管理施設への耐震性能照査の実施、4つ目としまして内水氾濫の増大に対する被害軽減対策です。

利水・環境については、地盤沈下に伴う塩水遡上などの水利用への影響に対して継続してモニタリングをするという点と、2つ目としまして、地震に伴う自然環境変化に対する継続的なモニタリング実施というところです。

3つ目の維持管理についてですが、1つ目は河川管理施設の機能強化と、2つ目として、河川管理施設の遠隔化や無動力化、3つ目としまして、津波により大きく改変しました河口部の継続的なモニタリング、4つ目が危機管理体制の整備・強化について、を変更のポイントとしています。

4ページ目をめくっていただきたいと思います。治水の分野で、河口部の堤防整備についてですが、高潮津波に対応した堤防高として設定していきまして、写真にあります、赤い線で示した範囲が新たに設定した堤防の範囲です。この堤防は、隣接する海岸堤防の高さと同じ高さとなっています。堤防高の考え方については、施設設計画上の津波をもって検討していきまして、具体的な整備に当たっては施設設計画上の津波の越流に対して、必要な構造上の措置をとる工夫を施す形で進めさせていただこうと考えています。

続きまして、5ページ目の方をめくっていただきたいと思います。河口部の堤防整備に当たり、まちづくりと一体となった対策として、岩沼市、亶理町の震災復興基本計画との整合を図りながら、河口部の河川堤防については、まちづくりと一体となった減災対策を進めていくということです。資料は、両市町の復興計画の平面図ですけれども、両市町との整合を図って堤防整備を図るということを理念として持っています。

次をめくっていただきたいと思います、6ページ目です。同じく治水ですが、堤防の質的、堤防の耐震対策ということです。今回の地震で、液状化現象に伴う堤防の被災が確認されています。昨年度、学識者により堤防復旧技術検討会で議論していただきまして、被災メカニズム等を審議いただいた経緯があります。これを受け、河川堤防の耐震対策に関する技術的な知見を踏まえて、地震に対する安全性の点検を実施し、質、量ともに対応した堤防整備を進めていくこととしています。資料の方は、昨年度の阿武隈川での被災状況の写真とその調査状況となっておりますが、こちらの方を参考に見ていただければと思います。

次、7ページ目をめくっていただきたいと思います。同じく治水で、内水対策による被害軽減対策です。地盤沈下の話をさせていただきましたが、内水による浸水被害の恐れがあり、河口部などの地域においては関係市町村と連携して排水機場の適切な運用、排水ポンプ車の機動的な活用などにより、内水被害の軽減に努めます。資料の方には、今回の東北地方太平洋沖地震におきまして対応致しました内容を紹

介しており、地盤沈下の大きい地域については浸水リスクマップを公表したり、浸水センサー等による情報提供を実施させていただきました。資料につきましては、この内容の紹介となっておりますが、市町村と連携しての対策を記述させていただいています。

続きまして、8ページ目を紹介させていただきます。次は利水になります。流水の適切な管理としまして、地震に伴う地盤沈下により、塩水遡上の範囲が上流に及ぶことが想定されています。そのため、モニタリングを継続しまして、流水の適切な管理を実施していきたいと考えています。資料の方は阿武隈川の部分ですが、昨年度、塩水遡上調査ということを6回実施しています。その中の夏季調査の大潮時で、河口から5.7kmまでの塩水遡上があったと確認されています。この様に潮の状況、流量の状況等において、変化があることから引き続きモニタリングを進めていきたいと考えています。

9ページ目をめくっていただきたいと思います。同じく環境で、河川環境のモニタリングです。今回の地震に伴い、阿武隈川河口部では砂州の消失、その消失に伴い多様な動植物の生息、生育環境が変化しています。地形の変化による動植物の生育、生息環境への影響や環境等の回復状況等について、必要に応じて、継続的にモニタリングしていきたいと考えています。資料の方には地震前と地震後の航空写真で、河口部の違いを示しており、断面的には横断図が書いておりますが、4m程度、砂州が消失した状況を示しております。植生に関しても、これまでも調査しており、河口部には海浜植物がありましたが、震災直後は見られなくなったというような状況下にあります。

10ページ目をめくっていただきたいと思います。地震後の阿武隈川河口域における環境調査の結果です。本資料は速報値ですので資料の精度については、予めご了承くださいたいと思います。

阿武隈川河口には右岸側から発達した砂州がありましたが、砂州には、ハマヒルガオ、コウボウムギ等の海浜性植物がありました。また、右岸の堤防沿いにはヨシ、オギ群が生息していました。河口部には汽水、海水魚が確認されていた他、メダカやコイなどの純淡水魚類も確認されていました。

地震後ですが、津波等の影響により、砂州が消失し、徐々に砂州の形状が変動している中で、多少ですが、植生等の確認はされています。

左岸側の岩沼市側の高水敷についても、徐々に緑の方が戻っており、ヨシ等の植生が繁茂している状況になっています。

資料の右側に魚類、底生動物、植物、鳥類、両生類、爬虫類、哺乳類、陸上昆虫類と大きくポイントを記述していますが、魚類においては、河口部周辺で、純淡水魚のコイとかナマズ等が確認されていましたが、地震後の調査ではかなり減少したという調査報告となっています。また、植物の保護について、表の中段に記載していますが、震災前で30科136種程度ありました。植物は数だけで言うとかかなり増えて来ている様に見えますが、砂州に生育していた海浜性植物は、未だに多くが回復してない状況下にあります。

11ページは維持管理です。河川管理施設の機能の強化、管理の高度化についてです。内容については、今回の地震時に停電や施設被害で稼働しなかった事を踏まえまして機器の二重化、二次電源の確保等について、実施する事等を述べています。また、樋門、樋管等の操作員の安全性の確保とそのバックアップとして、遠隔化等の推進について、維持管理の方では述べさせていただいています。

12ページをめくっていただきたいと思います。同じく維持管理で、河口部のモニタリングです。砂州が変動、堆積してくると思いますが、今後、河川管理施設へどのような影響をもたらすかを把握するため、継続的にモニタリングを実施していくということを予定しています。

写真の説明もさせていただきたいと思います。写真は6枚ありまして、地震前、地震後から大体2カ月から半年に1枚ぐらいずつ載せさせていただきましたけれども、地震前は左側です。平成22年10月2日に撮影したもので、右岸側から砂州が河川の中央まで発達していたという状況でした。地震直後は、ほぼ無くなったように見えまして、平成23年5月26日の写真ですけれども、波の碎ける位置がだんだん見えてきました。今年になって、6月18日というのが下段の中間ですけれども、右岸側の方からまた砂州の方が出てきているように見えていますけれども、つい先だって撮った9月の写真ですが、また大きく変動してきているという様な状況がこの写真で見てとれるかなと思います。

参考ですけれども、これまで写真はおおむね四半期に1回撮影しておりますということもあわせてご紹介させていただきます。

続きまして、13ページの方をめくっていただきたいと思います。危機管理体制の

整備強化についてです。今回の地震並びに津波によりまして、数多くの尊い命が犠牲になりました。この経験を踏まえて、津波防災地域づくりの対応や水害に強いまちづくりといたしまして、防災、水防活動への連携、震災経験の伝承並びに防災教育の支援並びに体制の強化などについて実施していくということを述べています。

続きまして、14ページ以降の3ページは新旧対比表です。現行の目次との対比表となっています。赤字が今回追加、もしくは変更した箇所です。先ほど大きな柱で3つの分野でこれまで説明させていただきましたけれども、その変更点はこちらの項目の方に記述させていただいています。

続きまして、17ページの方を見ていただきたいと思います。冒頭申し上げました昨年の第7回でいただきましたご意見に対しましての反映について述べさせていただいています。意見は先ほど言いましたとおり4つありまして、まず1つ目ですけれども、東日本大震災の経験を踏まえ、計画規模を越える洪水等に対する検討が必要であるというふうな意見をいただきました。この意見に関しましては、本文の方の163ページの方に災害に強いまちづくりとの連携ということで文面の方を書かせていただいています。特にトータル的にいきますと、多重防御に、自治体計画との連携とか、あとは河川の整備、管理におきましても総合的な被害軽減対策を関係機関並びに地域住民と共有、連携して推進を目指すということを記述しているところです。

続きまして、18ページをめくっていただきたいと思います。2つ目の意見で、台風15号における被害状況等を踏まえ、洪水調節施設や内水対策などの早急な検討が必要、また関係機関との情報共有などの連携が必要だというご意見をいただきました。こちらにつきましては、本文の123ページに遊水地のという項目がございます。その中に既存遊水地の今後の機能拡充並びに大臣管理区間外に整備する場合には福島県との十分な協議、連携を図りますという様なことも対応させていただきまして、今後引き続きこちらの内容の整備拡充に充てていきたいと考えているところです。

続きまして、19ページをめくっていただきたいと思います。同じく設問2の台風15号関係ですが、内水対策の分野がありましたので、こちらは本文の125ページに記述されているところです。特に内水被害が頻発している箇所についての対応につきまして排水ポンプ車の増強とか、内水被害軽減対策につきまして関係市町村と連携して実施するという部分を書いてありますので、こちらの部分で対応させていた

だきたいと思っています。

続きまして、20ページをめくっていただきたいと思います。3つ目で、河口部の整備は復興と関連があるので、河口部の堤防高などの早期の公表が必要であるというご意見を頂きました。こちらにつきましては、本文の115ページに記載しています。特に公表についてですけれども、昨年、平成23年12月27日に河口部河川堤防高の設定案といたしまして、記者発表をさせていただいたこともご紹介させていただきます。

続きまして、21ページをめくっていただきたいと思います。4つ目で河口部の堤防整備に関連して生物の生息状況をもう一度把握するため、河口部の環境調査等が必要であるというご意見を頂きました。これに関しましては、本文の139ページに記載していますが、河川環境のモニタリングについて記述しています。特に、この赤字ですが、東北地方太平洋沖地震後の自然環境の変化について、継続的にモニタリング等を実施しますと書いていますので、こちらにて反映させていただきました。

続きまして、22ページをめくっていただきたいと思います。河川整備計画策定のスケジュール（案）ということで、一連に述べさせていただきました。昨年の3月11日に地震が発生して以降、第7回の河川整備委員会が昨年23年の12月20日に開催しています。今回が第8回であり、今回は素案の提示とその内容についてご審議していただいたところです。それを受けまして、パブリックコメントとか、意見を聴く会等を間に挟みまして、第9回の河川整備委員会を来月に予定しているところです。その後、他省庁、県等の関係機関と協議いたしまして、河川整備計画変更の策定という様な段取りで進めていきたいと考えているところです。

以上で事務局側からの説明を終わらせていただきたいと思います。

■委員長 ありがとうございます。

ちょっと私の方から補足説明させていただきますけれども、よくご存じの方はわかると思うのですが、余り通じてない方はわかりにくいかもわからない施設計画上の津波高という言葉がありますけれども、海岸堤防の決め方で、L1、それからL2という対応をしております。L1というのは、いわゆる施設でそれを守りましょうという津波で、具体的には明治三陸津波を対象としています。三陸海岸は津波対応でほとんど堤防高が決まっていますけれども、この阿武隈川に接しているところでは高潮対応の方が高いものですから、阿武隈川は高潮の高さで堤防高は決ま

っております。そのようなことで、それにあわせて河川堤防を海岸堤防とすり合わせていくというようなことでこの説明ができていくこととなります。よく読むとそのように読めるのですけれども、初めて聞いた方はちょっとわかりにくいかもわかりません。そのようなことになっています。

今の説明、事務局からの説明に対しましてご質問あるいはご意見等ございましたらお願いいたします。

■〇〇委員 幾つか気がついたことがあります、1つは今回こうやって平成19年から5年間経っているということで、経過期間とその書き方のお話です。例えば5ページなのですが、計画期間は30年ということで、このように見直しがあった場合には、これは当初からの30年ということでよろしいと思います。それから、適宜見直しを行いますということで、この書き方ですが、このように見直しがあった場合、どのように書かれるのか、そこのところをお伺いしたいと思いますが、まず1点お願いします。

■建設専門官（東北地方整備局） 事務局です。5ページの一番下の欄に記載がございます。必要に応じて適宜見直しを行いますということで、先生からお話のありましたとおり、今回は洪水等の目標、それについては今回変えておりませんので、内容としてはこのままにさせていただいているのですが、随時これからのイベント、色々なことが出てきたときには、そういうものも踏まえながら適宜そういうものを考慮しながら見直していくという意味合いで記載させていただいております。

■〇〇委員 それはそれでよろしいのですが、見直しがあった場合、こういう点について何年に見直しましたよという記載がどこかにあった方がよろしいのだと思うのですが、こういうものには書かないのですか。どこで何を見直したかとか。

■建設専門官（東北地方整備局） それは、今本文の中には具体的には記載はしてはいないところですが、表紙の裏の方に、今申し上げました平成18年度から30年間、それから素案の1ページに今回の中身というか、内容を書いた背景が記載されています。

■〇〇委員 いや、私は変更の履歴といいたいまいしょうか、それがわかっていた方がこの計画の中で何年頃にどんなことあったということがわかるので、そのようなところをわかりやすく記載したらいかがでしょうかという意見です。

■建設専門官（東北地方整備局） わかりました。参考にさせていただきます。

■委員長 どなたからでもどんな問題でも結構です。

■〇〇委員 前回の委員会でもちょっとご意見申し上げたのですが、確かに今回の改正というのは、これは東北の大震災を受けて、それに伴う改正というのが、それが一番メインなものだろうと、それは十分理解しているのですが、同時に台風15号、特に阿武隈川の上流域においては、これは台風15号に対する考え方を少し改めていくということは非常に重要なポイントだという様に私は思うのです。それでちょっと前回ご意見申し上げたと思うのですが、やはり色々な対応が書かれていますが、一つ大事なことは非常に気候が変動している、雨の降り方が変わっているということと、それから整備率がどんどん上がってきて、整備率が上がってきているということに反して、要するに洪水の上昇スピードが上がっている。例えば昭和61年ですと1時間に0.6mぐらい上昇していたのが、台風15号の場合には1時間に1mぐらいの上昇だということで、上昇スピードが2倍近く上がっているということで、これは何に注意しなければいけないかということ、やはり情報の伝達のスピードを上げていかないと、いわゆる情報を伝達することだけの表現ではちょっと昨年の15号には対応が遅れてしまうのではないかということで、より迅速に情報を伝達することが、台風15号から得られる教訓だと私は思うのです。ですから、意見に対する反映を色々していただいていますけれども、迅速性というか、その辺のところも触れていただければ、従来とは変わっているということが出てくるような表現が特に上流の方の問題点としてあるのではないかという様に思いますので、ご意見を申し上げました。

■建設専門官（東北地方整備局） ご意見ありがとうございます。それで、今の河川の情報収集、提供等にかかわる事項としましては、素案の160ページに今回、追記をさせていただいております。言われるとおりの迅速性とか、提供の仕方というものを我々も今後より考えていかなければいけないというように認識させていただいているところです。

■〇〇委員 今の件に関連しまして、例えば内水対策のところですね、これもやはりここには東北の大震災に伴う地盤沈下発生しというところだけ記載してあるのだけれども、やはり昨年出水を見てもう少し想定外の津波への対応ということではないのですが、そういうものも踏まえて、ここに何らか県と市町村と連携を図るという記述に止まっているように思うのです。積極的にもう少しそういう様に連携、

こういう想定外の出水も起こってくるという現実を踏まえてどうするのだという今後の方向も記載されたらよろしいと思います。これはお答えを望むというわけではないのですが、私もそういう様に感じています。

それから、もう一件ご質問したかったのは、初めの5ページのまちづくりと一体的な減災対策というところで、この本文を見ると115ページに書かれていると思うのですが、例えば最後のくだりで岩沼市、亘理町とありまして、計画との整合を図りながら堤防整備を活かしたまちづくりが進められると書いていますが、堤防整備を活かしたまちづくりというのは文章的に理解できないと思うのです。逆に今こちら資料の方に書いてある亘理町震災復興基本計画との整合を図りながら、まちづくりと一体となって減災対策、こう書かれているので、こちらの方はわかりやすいのですが、この本文は理解できないような記載だと思うので、出来たらわかるような書き方にしていればありがたいと思うのですが。

以上です。

■建設専門官（東北地方整備局） 今いただきました意見につきましては、わかりやすく修正させていただきたいと思います。

■委員長 水の出方が変わってきているのではないかという〇〇委員のご意見ですが、前に〇〇委員にデータを全部調べてもらったのですが、1970年代頃から水の出方が大分変わってきています。トータルの洪水のトータルの流量は同じ流量に対してピークが高くなってくる。それが大体1970年ごろからそういうふうに変ってきています。いわゆる営々として戦後続けてきた治水がそういうところで川の様相を変えてきた、そんな形が目に見えて出てきたのだらうと思います。

それから、もう一つは丸森の狭窄部の国道沿いで商店をやっている方がいます。その方が水の出方を見て、福島で何時頃に水が出てきたら荷物を浸からないところに上げるという、そういうことをやっているの、しょっちゅう見ていた人がいるのですが、やっぱり平成の大改修をやった後、水の出が早くなってきているということを非常によく言っています。それは、岩沼市もよく感じられていることだらうと思います。その様に水の出方が、だんだん危ない方に変ってきている。そういうような認識みたいなものがどこか文章で読み取れるといいのではないかなと私は感じております。

どういう様に書くかはよくわかりませんが、ご検討いただけるとありがた

いと思います。

■建設専門官（東北地方整備局） ご意見を参考にさせていただきます。

■〇〇委員 本文で言うと115ページで、それからパブリックコメントで言うと4ページ目ぐらいですかね、パブリックコメントのタイトルは洪水・高潮・津波に対応した河口部の整備というところなのですけれども、先ほど〇〇先生からご指摘も一部ありましたけれども、非常に抽象的でわかりにくい書き方になっているのではないかなと。それで、住民が読んでも多分わからなくて、意見も出しようがないのではないかなと思うのですけれども、例えば堤防の断面図があって、新たな堤防高が7.2mと数字が入っています。けれども、従来の堤防高というのは、場所によって変わってきますので、数字を入れるのが難しいのだと思いますけれども、従来に対して、例えば河口部だったらどのぐらい上がるのか、延長しているその中間ぐらいのところだったらどのぐらい上がるのかとか、具体的な堤防のかさ上げの高さがイメージできないと多分情報としてほとんどないに等しいのではないかなと思います。

それから、河口部は高潮対策で海岸堤防にすり付けるというご説明になっていましてけれども、今回の津波もある程度考慮したような河川堤防の高さの決め方をしていると思うのですが、例えば阿武隈川の左岸の堤防というのは、今回の津波で避難場所になったわけですけれども、それに対してこのかさ上げが安全性に対してどのぐらい更に増すようになったかとか、その辺の具体的なことがわかるような整備計画が、ある程度情報を出したような形でされるべきではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

■建設専門官（東北地方整備局） ご意見ありがとうございます。今いただいたご意見を参考にしまして、事務局としてもいろいろ考えさせていただきたいと思えます。

■委員長 私の方から1つ。資料—1の10ページで、河口砂州の上の植生が失われたのでモニタリングするというように読み取れるのですけれども、河口砂州は従来しょっちゅうフラッシュされていて、ここ20年ぐらい余りフラッシュされなかったものだから植生が残っただけで、その植生が流されてしまったのはあまり気にしないでいいと思うのです。河岸のアシとか、その辺はやっぱり重要なことはあるけれども、川の真ん中にある砂州については流されて当然とあっていて、それによるのだろうと思います。以上です。

■〇〇委員 私は素人の意見というか、質問です。最初の質問に若干関連するのですけれども、資料―2の5ページにこの対象期間がおおむね30年と書いてあるので。それで、もちろん個々の事業を取りまとめる上位の概念がこの計画だということがわかっていてあえて質問するのですが、個々の事業、これがアクセプトされた次の段階で事業化、個々の事業をいろいろやっていくわけです。そうすると、通常私どもの分野だと費用便益分析等をやると40年とかのスパンで考えていくわけです。いつごろから着手して、いつ完成するのかという話やったときに、この30年とどう整合するのか。だから、30年後、どういう絵を、これを回答するときに絵を描くのかということなのです。というのは、例えば30年目の29年目から一気に資金が、そのようなことはないとは思いますが、やるのか、徐々にどこか重点的にやっていくのか、全体的にノーマライズしてやっていくのかによって描く絵が全く違うのです。このあたりはどのように解釈するのですか。いかがでしょうか。

■建設専門官（東北地方整備局） 30年後どういう絵になるかということで、途中の個々の事業がどのように進んでいくかということの想定となりますけれども、これまでの事業の進め方としましては、やはり今回のように災害で行われているような箇所、喫緊にやらなければいけない箇所をまず優先的にやるということと、それから各々の河道の整備状況に応じたもので、例えば流下能力が著しく低いところとか、そういう優先順位的なものとかも考えながらやっていきます。いきなりお金を途中でつけるとかという話というよりは、ある程度これまで行ってきた事業の推移等を参考にしながら事業計画等を考えながら事業の張りつけを考えていくという様に考えております。

■〇〇委員 それに近いことを書いてあるのですか、今回。お金みたいな泥臭いことはもちろん書いてなくて結構なのですけれども、行政としてこういうような考え方で進めていくのだというようなことは読み取れるようになっているのですか。

■建設専門官（東北地方整備局） この素案の中には、事業評価そのものの内容については、記載は無いですけれども、次回の懇談会の中に事業再評価ということで、その説明をさせていただくこととなります。

■委員長 以前は工事实施基本計画というので、これだけつくりますということを書いていたのですけれども、河川法が改正になりまして、最終目標は基本方針として決めたいけれども、当面やることについてはここままで整備計画としてやりますと。

当面やるべき計画ということで、そういうような仕切り方、要するにどんどんお金がつくわけではないから、このくらいまでしかできませんよということだろうと思います。

それから今、北上川の整備計画が素案をつくったところで地震が来たものだから遅れているのですけれども、それでは30年のうち最初の10年ぐらいでやるべきこと、次の20年ぐらいでやるべきこと、最後の30年ぐらいでやるべきことという段階をつけて、そういうことをやっている川もありますということです。とにかく30年、それが公約で、できなかったから29年目にわっとやるというようなことはまずないと、そういうことです。

それから、こう書いたから予算の保証がされているわけでもないということです。

■〇〇委員 質問と意見ということで、ちょっと質問させていただきたいのですが、今年夏は非常に雨が降らなかったものですから、渇水の状況というのもある程度心配されていると思うのですが、十分阿武隈川では今後渇水というのは考えなくていいかどうか、ちょっと教えていただけますか。

■建設専門官（東北地方整備局） 渇水については、それはいつ起こるかわかりませんので、それは考えていくということで、それは従来から変わっておりません。

■〇〇委員 目標の中にはないのですが、現状と課題というところで正常流量の維持ということはあるのだけれども、実はそれも渇水状況になると厳しい面が出てくると思いますので、そういう渇水の現状とか、対応というか、連携というか、そういうようなものの記載というのは必要ないのかなというのを他の河川なんかを見てみますと、実際にそういう状況が起こっている中で、阿武隈川は一つも記載しなくていいのか、それとも十分に流量は確保できる見通しがあるからこう書いてないのか、その辺ご検討いただけないでしょうかということです。

■建設専門官（東北地方整備局） 3章の81ページの方になりますが、その中で現状を記載しています。また、それに対して159ページの方になりますが、渇水の対応ということで、その点に対しましては従来どおり渇水の可能性はありますので、変わらずそういう対応していく姿勢は持っているということです。

■〇〇委員 書いてありますね、記述があればよろしいと思います。

■委員長 維持流量、いわゆる正常流量については、基本方針で明記されています。それが確保すると書いてある場合と、確保するように努めると書いてある基本計画

とあるのですけれども、「努める」と書いてある方は現在確保されていないという意味で、そういうような言葉の使い方をしてはいるはずですが。

■〇〇委員 水質関係ということになると思うのですけれども、放射能が川を流れているだろうと世の中みんな薄々思っていたり、実際測定されていたりしていて、そのことは私も見落としていたのかもしれませんが、取り上げられていないように思うのですけれども、パブリックコメントとか開催するとその辺の指摘があるかと思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

■調査第一課長（仙台河川国道事務所） 今のご意見に関しましては、特に放射能問題に関しまして新聞等々では目にするところです。今回の河川整備計画に関しまして、まず放射能の取り扱いですが、具体的な対応に関しては、環境省の除染関係ガイドライン等々での対応になっていまして、それについて今現在の具体的な対応というものは、河川に対しては無いものですから、整備計画にどうこうするという様なところは書き切れていない段階であります。また、実際にどのような対応という様な話があったかと思うのですけれども、それに関しては総合モニタリング計画というのが国で定められておまして、特に私どもの所管する河川に関しましては、環境省とか自治体を中心となって行っています観測と連携しておまして、国土交通省といたしましては、河川水の採水等々を行っておりますが、環境省の方との連携等を進めましてその結果につきましても環境省の方で公表しているという様な段階です。

■〇〇委員 わかりました。そうすると、ちょっと気になってくるのが今までの活動も紹介している部分で、水辺の親水機能を生かして、例えば98ページになりますが、地域との連携に関する事項であるとか、それから水辺の楽校の紹介、134ページ、人と河川とのふれあいの場の創出、こういう機能がまだ慎重な状況にあると思うのですけれども、30年というスパンでどうかというのはわかりませんが、現時点で数年後ぐらいを見通した対応みたいなことも触れておく必要があるのではないかという気もするのですけれども、いかがでしょうか。

■調査第一課長（仙台河川国道事務所） 先ほど申しましたとおりなのですが、まず今現在の除染等に関しましては、生活圏域の方の部分の作業の方が重点的に行われているというところです。今後河川等の取り扱いについては一定の進展がない限りは次の段階に踏み込めないという様なこともありますので、そういう様な

不確定要素な部分等々に関する状況下であるということもありまして、今この場でこの部分に対してどうこうする、またはその水辺の施設に対しての対応の仕方を書くということもなかなか難しいところですので、このままでいきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

■〇〇委員 その辺はわかるのですけれども、そういう状態にあるということも書けないということなのですか。環境省の方針が決まるのを待っている。といった注釈みたいな話になるかもしれないですけれども。

■委員長 それに合わせてやっていくというのは書いた方がいいですね。

■〇〇委員 はい、そういうことです。

■委員長 必ずパブリックコメントで出てくるだろうと思うので。

■河川部長 その辺につきましては、工夫して、案をつくっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

■委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

■〇〇委員 整備計画の今回の変更案につきましては、先ほどからご指摘いただいていますご意見で少し修正していただければ、これで結構かなと思っております。ただ、堤防高が変わることによって、堤防敷の幅も変わってきますので、それがまちづくりとの関係で、特に亘理町の河口部の右岸側になりますが、これは資料―1の5ページの右側に亘理町のところが見えるように図面が出ていますけれども、それでその河口部の亘理町のピンクに塗られている一番端の部分については、ここは移転を促進する地域ということで集団移転になってきますが、その上流部分は現在地で居住するというような町の方針になっていますので、その場合に堤防が約1mかさ上げになった場合に、当然堤防敷もその分広がってきますので、それが住宅地にどこまで食い込んでくるのか、これについてはおそらく今時点でも町と根回しはされていると思いますが、そののところだけ我々も亘理町の震災復興会議に去年入ってしまして、地域住民の方々はそのところをすごく関心を持っていますので、ご意見伺って調整していただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

■委員長 よろしくお願ひします。まちづくりと一体的な減災対策というのは亘理町の他にもう一つ、岩沼市も非常に関連していると思いますから、もしご意見がございましたらお願いいたします。

■〇〇委員 特別意見はないのですけれども、いずれにしてもしっかりお金をかけて整備してもらったところは、やはり被害等が少ないなとつくづく思っています。阿武隈川で言えば、おかげさまで岩沼の方につきましては、質的整備をやっていただいたということで、一つの集落につきましては阿武隈川の堤防に避難したために犠牲者がゼロだったという例もあります。ただ、岩沼で心配されますのは、実は阿武隈川の質的整備をやっていただいているわけですけれども、太平洋の堤防と阿武隈川の堤防の高さが違うということがありましたが、今回それを同じ高さである必要のところまでやっていただけるということですので、これは計画のみならず、本当に実際にやっていただければありがたいなと思いますし、岩沼側の方が比較的質的整備でやっていただいています、阿武隈川の河口までしっかりやっていただければありがたいと思っています。

岩沼としてはこれまでも、この中に記述があるとおり、内水被害がありまして、五間堀川、阿武隈川水系ですけれども、その整備という形で相当やっていただいて、相当治水安全度は高くなっているなと思います。そして昭和16年以来、阿武隈川の堤防の決壊がないということですので、今回この整備計画に基づいてやっていただければ、地震津波についても絶対ということとは言えませんが、阿武隈川を遡る水についても、安全度は相当高いものだなという様に思いますので、先生方のご意見をいただいて、よりよいものにしていただき、一日でも計画ではなくて、実際に実行していただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

■委員長 ありがとうございます。岩沼市の質的整備をした堤防が効果があったということは、前回の委員会の前の見学会で岩沼市長から説明していただいたところですが、そのことを整備計画の中で、地震で堤防が壊れましたということばかりではなくて、効果がありましたということ、パブリックコメントには書いてあるのですけれども、いい堤防をつくれればちゃんと効果がありますということを整備計画の中でもきちんと書いておいていただいた方がいいと思うので、よろしくお願いいたします。

■調査第一課長（仙台河川国道事務所） ありがとうございます。今いただきました意見につきまして、事務局の方で対応を考えたいと思います。

■〇〇委員 これは特に大きな変更ではないのですが、初めのところの震災を受けて変更したということであって、記載されていますので、結論を見ますと非常によ

く書けてはいると思うのですが、やはり変更したことを受けてもっと力強く対応するとか、安全に対応できるのだというようなところをもう少し記載された方がよろしいのかなと思います。この文章自体非常によくできているとは思いますが、そのようなことを感じていました。

■委員長 資料一２の変更素案は見てのとおり、大変なものです。この後で色々なご意見が出てくるかもわかりません。その都度事務局の方に何でも構いませんので、伝えていただければよろしいかと思えます。

(休 憩)

■委員長 議事予定の２番目の議事、パブリックコメントの実施について、事務局の方から説明をお願いいたします。

■調査第一課長(仙台河川国道事務所) 事務局の方から説明させていただきます。

資料一３を見ていただければと思います。１ページ目の表紙の下の方にパブリックコメントの進め方と記述していますけれども、今回の整備計画変更につきまして、内容については先ほど資料一１前段の方で説明させていただきましたけれども、変更の経緯過程におきまして、このパブリックコメントを実施することとしています。資料の方でA３折りの資料等もついていますけれども、こちらの資料などを用いまして、進めていきたいと考えています。

素案の閲覧について、内容につきましては、仙台河川国道事務所と福島河川国道事務所のホームページ等々に掲載したいと考えています。パブリックコメントといいますが、意見募集の期間につきましては、このリーフレット等の後ろの方にも書いていますが、予定としまして、来月の13日までを予定しています。この場を借りまして、改めてご確認願いたいと思います。

あと③番の方ですけれども、これは意見を聴く会ということをして今後、河口部の自治体と調整させていただきながら開催していきたいと考えています。

裏の方の資料ですけれども、今後の進め方です。本日第８回の委員会を終えた後、引き続きパブリックコメントを開催させていただきまして、その後に河川整備計画の案、原案という様なものになるかと思っています。この原案を用いまして、第９回の阿武隈川水系河川整備委員会というものを開催したいと考えています。その

後、各関係機関等々のご意見、また協議等の手続等を踏まえまして、阿武隈川水系の河川整備計画の策定という様な段取りになっていくという状況です。引き続きご指導の程よろしくお願ひしたいと思ひます。

クリップ留めになってはいますが、A3判のリーフレットは切り取ってはがきで投函できるようになってはいますが、このリーフレットと、資料2の分厚い方の素案を、リーフレットに記載の各部署に置かせてはがきで紹介してはがきたいと思ひています。

あと下の方は前回の実施したときの事例でして、これは参考までに見てはがきいただければと思ひています。

事務局の方からの説明は以上です。

■委員長 どうもありがとうございます。パブリックコメントは、この整備計画をつくる場合には必ずやることになっている事項の一つです。

ただいまの事務局からの説明に対しましてご意見、ご質問等ある場合にはお願ひいたします。

■〇〇委員 パブリックコメントはこのリーフレットの配布とかホームページでの情報開示でやるということだと思ひますが、なかなかそれだけで一般の人が見て、その中身がわかるのかなということをおちと疑問に思ひているのですが、前のパブリックコメントでどのぐらいの意見が集まって、それをもとに計画を改良するとか、そういう作業というのは行われたのでしょうか、その辺情報の開示の仕方と、住民の応答がどうなのかというのがおちと心配だったので質問しました。

■調査第一課長（仙山河川国道事務所） 前回ですが、皆様方の資料にはごさいませんが、口頭だけで説明させていただきます。前は流域全体で初めての策定ということおちして、宮城県内で角田市他で2カ所程で、あとは上流福島県側で、3カ所程で意見を聴く会やチラシの配布、投げ込み等を行ってはがきますので、新聞、広報等にも記事になってはがきました。来場されてはがきいる方々、各会場で十数名から百数名くらいまでありまして、濃淡がかなりありはがきました。意見に關しましてはその数に關しましては数割くらいしか、確か来なかつたとおち記憶してはがきいます。その意見に対しましては、基本的にこの整備計画に対しての捉え方がごさいますが、意見に対する対応に關しましては、その都度対応させてはがきいただいたとおち聞いてはがきいます。また、意見が何万

通も来たということではなかったと記憶しています。

■委員長 今回の場合につきましては、河口の亘理町、岩沼市の住民の方々についてはかなり丁寧に意見を集めていただきたいと思います。

10月ちょっとの間しかできないのですけれども、広く意見を聴かなくてはいけないことと早急に決めなくてはいけないことが重なっていますので、流域全体につきましては平成19年の段階で一応意見は聴いている、今回は特に変更の重要な点について影響の大きいところから意見を吸い上げていきたいという様な趣旨で行われることだろうと思います。期間が短いこともご承知の上で、ご理解いただければと思います。

はい。

■〇〇委員 細かい話で恐縮なのですが、パブリックコメントの維持管理に関する目標及び整備のところの防災教育への支援等と書いてあって、先ほど頂戴した計画の変更のところに防災教育の支援というのが13ページの右下にあるのです。これは13ページを見ると、最後のところは防災教育の支援を実施しますとなっているのですが、今度はこちらのパブリックコメントの方は支援を実施しますではなくて、災害の教訓を後世に伝えるよう努めますと記載されている。具体的にはこれは「支援します」という方が、皆さんには、こういうこともするのかという形になりますので、これについては整合を図られた方がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

■調査第一課長（仙台河川国道事務所） ありがとうございます。今いただきましたご意見を踏まえまして対応させていただきたいと思います。

■委員長 他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ちょっと危惧しているのですけれども、岩沼市さんの方は堤防のおかげで助かった集落等があったので、大変すばらしいことなのですが、荒浜の方は随分人がいなくなっていましたよね。そうするとうまく意見が聞けるのかという気もするのですが、どんな具合なのでしょう。

■調査第一課長（仙台河川国道事務所） この内容につきまして、亘理町の役場と、特に復興まちづくり課という連絡先まで書いておりますが、そちらを通じまして、しかるべき場所の方にPRさせていただくように調整は図っているところです。

■委員長 よろしく願いいたします。

それでは、このパブリックコメントにかかわらず、前半の議論等も含めて、この

際ぜひ言っておきたい、あるいは聞いておきたいということがございましたらご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、素案につきましては、今日の意見を加えた修正、それからパブリックコメントを行った上での修正等をお願いしたいと思います。

それから、委員の皆様方にもこの資料が厚いものですから、後で気がついたことにつきましては、また事務局の方にご連絡いただけたらと思います。もう一度この委員会、第9回になりますけれども、10月にございます。その前でも、そのときでもぜひいろいろな建設的な意見を事務局の方にいただければありがたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、マイクを事務局の方にお返しいたします。

■ 司会 委員長、大変ありがとうございました。

5 その他

■ 司会 それでは、次第の5のその他ですけれども、事務局の方より連絡事項がございます。

連絡事項ですけれども、次回第9回阿武隈川水系河川整備委員会におきましては、パブリックコメントの実施結果報告、それとパブリックコメントの意見を反映した、取りまとめた整備計画変更原案の提示、その事業内容について再評価のご審議をしていただきたいと思っています。あわせまして、計画のうち個別事業となっています河川環境整備事業、二本松、安達地区の土地利用一体型水防災事業Ⅰ期についてそれぞれ再評価、事後評価のご審議をしていただきたいと思っています。よろしくをお願いいたします。

以上、事務局からのご連絡事項です。

6 閉会

■ 司会 本日は長い間の会議まことにありがとうございました。

以上をもちまして、第8回阿武隈川水系河川整備委員会を終了いたします。

(閉会 午後3時36分)